

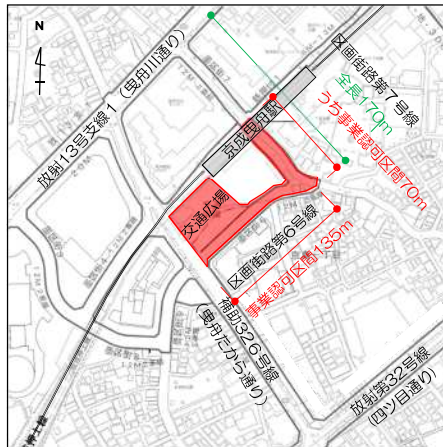
1. 事業経過及び概要

墨田区画街路第6号線（交通広場を含む。）及び墨田区画街路第7号線の一部区間においては、平成28年11月21日に事業認可を取得し、令和3年3月17日に令和7年度末まで、事業施行期間を変更した。

これにより、令和4年度から京成曳舟駅前に交通広場を整備するほか、事業施行期間内において、バリアフリー化や無電柱化の整備を行う。

事業の種類及び名称	東京都市計画道路事業区画街路墨田区画街路第6号線及び区画街路墨田区画街路第7号線
事業施行期間	平成28年11月21日 から 令和8年3月31日 まで
延長・幅員	[区画街路第6号線] 延長135m、幅員12m (交通広場2,500㎡を含む。) [区画街路第7号線] 延長70m、幅員12m

街路事業認可範囲図



区画街路第6号線・第7号線
事業認可取得区間

【現況写真】



街路事業経緯及びスケジュール

年度	内容
平成18年度	都市計画決定
平成28年度	事業認可申請・事業認可取得
平成29年度～令和2年度	用地買収
平成30年度	電線共同溝整備（6号線の一部）
令和2年度	事業認可変更
令和4年度	交通広場整備
令和5年度～6年度	電線共同溝整備（残区間）
令和7年度	道路整備

交通広場については、駅利用者の利便性向上を早期に図るため、令和5年度の供用開始を目指す。

2. 交通広場の概要

面積：2,500㎡（の範囲）

交通機能：障がい者用乗降場（1台分）、タクシー乗場（1台分）、
タクシール（4台分）、一般乗降場（2台分）

施設：上屋、公共サイン、横断抑止柵、道路照明灯、植栽（歩道・交通島）等

交通広場整備イメージ

【平面図】



- ・区画線の路面表示は、警察協議による。
- ・区内循環バスが乗り入れられるよう、停留所のスペースは確保している。

【イメージパース】

